資料11

高橋雨水ポンプ場の建築工事に係る説明

1　前回（R3.12.27）の記者会見

（１）事前着工(建築基準法　第 18 条第 15 項　違反)

（２）工事監理契約書の未作成

2　今回（R4.1.27）の記者会見

（１）契約書のその後

（２）工事監理がされていなかったこと（建築基準法　第５条の６第４項　違反）

・原因について

建築基準法の認識不足により、一定期間工事監理契約が締結しておらず、工事監理者による監理の実態が無かったことによるもの

・対応について
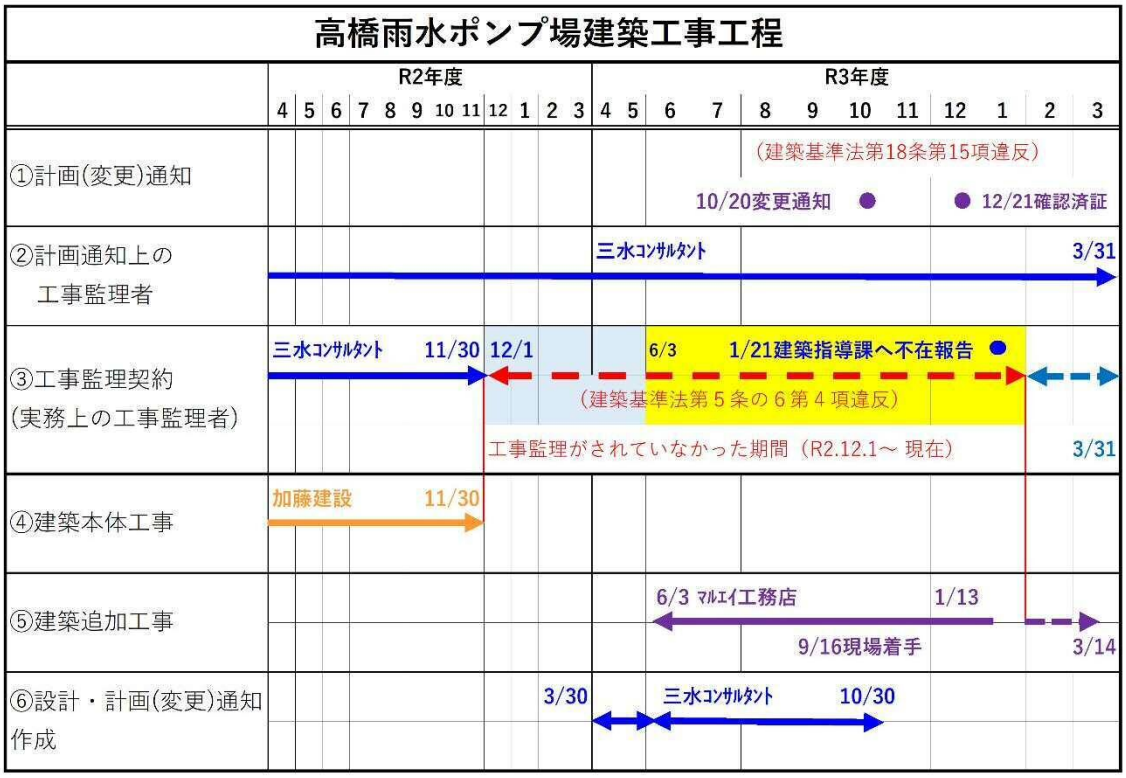
工事監理者不在の期間の建築工事については、現在建築指導課の指示に従い対応中